

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和5年度 第1回麻溝地区まちづくり会議		
事務局 (担当課)		麻溝まちづくりセンター 電話042-778-2381(直通)		
開催日時		令和5年5月19日(金)		
開催場所		麻溝公民館 大会議室		
出席者	委員	17人(別紙のとおり)		
	その他			
	事務局	4人(麻溝まちづくりセンター所長ほか3人)		
公開の可否		可	不可	一部不可
傍聴者数		1人		
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		1 あいさつ (1) 会長あいさつ (2) 南区長あいさつ (3) 委員自己紹介 2 行政説明(県道52号拡幅整備事業の整備状況と今後の予定) 3 議題 (1) 専門部会について ア 道路交通部会について イ 新たな部会の設置について (2) 地域活性化事業交付金について (3) 麻溝地区防災計画について 4 情報交換(地域に関する課題や地域向けのイベント等について) 5 閉会		

議 事 の 要 旨

主な内容は次のとおり。

(は会長の発言、 は委員の発言、 は道路整備課の発言、 は事務局の発言)

1 あいさつ

(1) 会長あいさつ

会議開催にあたり、麻溝地区まちづくり会議中島会長よりあいさつした。

(2) 南区長あいさつ

令和5年4月1日付にて着任した、加藤区長よりあいさつがあった。

(3) 委員自己紹介

事務局より資料1に基づき、麻溝地区まちづくり会議会則の第4条(構成員)における別表の団体名改正について説明した(県立相模原養護学校から県立相模原支援学校への改正)。また、各委員から自己紹介した。

2 行政説明(県道52号拡幅整備事業の整備状況と今後の予定)

資料に基づき、道路整備課から説明があった。

< 説明の概要 >

令和5年度の工事については、昨年度に引き続き、本市における切廻し道路工事、JR東日本による仮踏切工事及び関係企業者において、水道管移設工事、電柱工事、通信管理設工事を実施する。

今年度中に現在の道路から切廻し道路へ交通機能を切り替える予定。

< 主な意見・質疑等 >

工事中仮囲いで農協前は通行止めになるのか。

切廻し道路へ交通機能を切り替えるまでは、工事施工時に一時的に通行止めになる可能性はあるが、常時通行止めにならない。

小学生が農協前を通過して通学しているので確認したい。

工事中はガードマンを配置し誘導することを考えている。また、麻溝小学校やPTAには別途説明を行い、通学路の安全確保に向けた調整を図っていく。

切廻し道路が県道46号まで伸びている図だが、交差点に進入する車の動線が危険ではないか。

ポンチ絵なのでそう見えるが、ポンチ絵ほど交差点形状に影響はない。相模原愛川IC側から県道52号直進車に支障のない交差点形状となる。

自治会を通じて回覧もする。皆さんに周知していきたい。

回覧時にはQRコードを付する予定。

3 議題

(1) 専門部会について

ア 道路交通部会について

事務局より資料2 - 1 ~ 2に基づき、麻溝地区まちづくり会議道路交通部会設置要綱の改正案について説明した。

<改正内容>

第2条(組織等)における別表の団体に「課題箇所の所在する自治会 若干名」を追加。

<主な意見・質疑等>

当初は県道52号を中心に検討すべく発足したが、県道52号以外についても取り上げていきたい。検討する課題に応じて関係団体を加えていこうと考えている。

関係団体の「9 県道52号沿線自治会」と「10 課題箇所の所在する自治会」を一緒にしてもよいのでは。

自治会以外も関係するので「課題箇所に関係する自治会等」としてはどうか。

= 一同異議なし =

イ 新たな部会の設置について

事務局より資料2 - 3 ~ 5に基づき、麻溝地区まちづくり会議最終処分場部会設置要綱の案について説明した。

<主な意見・質疑等>

昨年も議論したが、関心があまり高まらないため、新たに一般廃棄物最終処分場に関する部会を設置したい。

まちづくり会議で検討する意図は何か。市に意見をするのか。自治会長会議でも検討していたはず。

最終処分場については自治会だけの問題でないので、地区で一番大きな会議であるまちづくり会議で検討するべきと考えている。併せて、全市的な問題だとも認識しているので、ごみ有料化についても検討できればと考えている。そのため、部会には自治会長も是非加わっていただきたい。検討した内容は市にしっかりと伝えていきたい。

事務局としては大きく3点、次期候補地に選定されたことについての地域としての受け止め、最終処分場の延命化に向けたごみ減量の取組、現最終処分場の跡地活用、が検討内容の柱となるのではないかと想定している。

とても大きな問題であり、部会で検討できるのか疑問である。全体会で検討してはどうか。

昨年も何回か議題として挙げたが意見が出てこなかったため、部会で検討した内容を全体会で議論する方向で進めたい。案に記載していない委員も関心があれば途中からでも大丈夫なので部会に加わってもらいたい。また、関係する地域活動団体にも加

わってほしいと思っている。

○確かに、部会で検討してからのほうが円滑に進むと思う。

各団体から選出され委員として参加しているが、全体会の場でいきなり意見を求められても中々難しい。事前に内容がわかっているならば、所属団体に前もって確認して会議に臨める。

○最終処分場について地域に関心を持ってもらわないといけないと思う。

○少数精鋭で検討するのが良いと考える。

○部会で検討しないと、まとまらないのでは。

最終処分場の部会を設置することについて異議があるか。

= 一同異議なし =

(2) 地域活性化事業交付金について

事務局より資料 3 に基づき説明した (令和 4 年度の実績 1 件、令和 5 年度の案内)

(3) 麻溝地区防災計画について

事務局より資料 4 に基づき説明した (令和 5 年 3 月に修正)

4 情報交換 (地域に関する課題や地域向けのイベント等について)

事務局より 5 月 10 日に運用を開始した「まちのコイン」について周知・案内した。

5 閉会

麻溝地区まちづくり会議山口副会長のあいさつにより閉会した。

以 上

麻溝地区まちづくり会議 委員名簿

	団体名	委員		まちづくり 会議での役職	出欠
		団体での役職	氏 名		
1	麻溝地区自治会連合会	会長	中島 勝平	会長	出
2	麻溝地区自治会連合会	副会長	伊藤 信裕		出
3	麻溝公民館	館長	山口 誠	副会長	出
4	麻溝地区社会福祉協議会	会長	境 勉	副会長	出
5	麻溝地区民生委員児童委員協議会	会長	栗山 雄一	副会長	欠
6	麻溝観光協会	副会長	内田 明		出
7	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	副支部長	座間 正見		出
8	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	副支部長	加藤 賢次		出
9	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	副支部長	箕輪 良市		出
10	麻溝地区老人クラブ連合会	会長	安藤 正義		欠
11	麻溝地区青少年健全育成協議会	会長	井上 國雄		出
12	麻溝商工振興会	会長	石原 武		欠
13	麻溝公民館運営協議会	委員	橋本 正春		出
14	相模原市スポーツ推進委員	委員	小原 隆		欠
15	相模原市青少年指導委員	代表	山口 隆		出
16	相模原市農協麻溝支店運営委員会	委員長	座間 富治男		欠
17	相模原市消防団南方面隊第1分団	分団長	湯田 正吉		欠
18	麻溝小学校PTA	会長	矢萩 直樹		欠
19	夢の丘小学校PTA	会長	五十嵐 康晴		出
20	相陽中学校PTA	会長	岡田 洋子		出
21	当麻地区まちづくり委員会	会長	本多 展克		出
22	市場地区計画検討委員会	委員	石井 英和		出
23	学校法人 北里研究所	次長	村川 健一		欠
24	学校法人 女子美術大学	校友室主幹	友部 徳寿		欠
25	麻溝地域包括支援センター	管理者	細山 賢太郎		出
26	学校法人光明学園 相模原高等学校	校長	天野 雅秀		欠
27	県立相模原支援学校	支援連携 グループリーダー	清水 功		出

麻溝地区まちづくり会議会則

(名称)

第1条 本会議は、名称を麻溝地区まちづくり会議(以下、「まちづくり会議」という。)という。

(目的)

第2条 まちづくり会議は、麻溝地区のまちづくりについて地域活動団体が自主的に話し合い、地域課題の解決に向けた活動について会議を構成する団体等が協働して進めることにより、地域力の向上を図ることを目的とする。

(役割)

第3条 まちづくり会議は、以下の役割をもつ。

- (1) 地域活動団体間の情報交換、情報共有
- (2) 地域活動団体間の事業実施や課題の総合調整
- (3) 行政施策や行政依頼業務に関する意見や要望のとりまとめ
- (4) 地域内の住民の意向把握や活動への新たな参加者増加の対策検討
- (5) 構成団体等の協働による地域課題解決に資する事業実施の調整
- (6) 区民会議と協働したまちづくりの推進
- (7) その他会議の目的達成に必要と認められる事項

(構成員)

第4条 まちづくり会議委員(以下、「委員」という。)は、別表に掲げる団体等の役職にある者及び団体等から推薦された者で構成する。

(役員)

第5条 まちづくり会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

(役員職務)

第6条 会長は、まちづくり会議の会務を総括し、まちづくり会議を代表する。

- 2 会長は、全体会及び役員会の議長を務める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(役員選出)

第7条 会長は、麻溝地区自治会連合会長とし、副会長は、麻溝公民館長及び麻溝地区社会福祉協議会長、麻溝地区民生委員児童委員協議会長とする。

(役員任期)

第8条 役員及び委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠のため就任した役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 まちづくり会議に次の会議を置く。

(1) 全体会

(2) 役員会

(3) 専門部会

2 会議は、過半数の出席により成立し、議事は出席者の過半数の同意によって決定し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

3 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(全体会)

第10条 全体会は、委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

2 全体会は、次の事項を処理する。

(1) まちづくり会議の会則を設け、又は改廃すること

(2) 専門部会の設置に関する事

(3) 区民会議への委員の推薦に関する事

(4) その他会長が必要と認める事項に関する事

(役員会)

第11条 役員会は、次の事項を処理する。

(1) 全体会の運営に関する事

(2) 全体会から役員会に委任された事項に関する事

(専門部会の設置)

第12条 全体会が必要と認めたときに、専門部会を設置することができる。

2 専門部会は、委員をもって構成する。ただし、会長が必要と認めた場合は、委員以外の者を部会員とすることができる。

(会議の公開)

第13条 まちづくり会議は、原則公開するものとする。

2 会議の内容は文書に記録して公開する。

3 会議の傍聴について、必要な事項は別に定める。

(事務局)

第14条 まちづくり会議の事務局は、麻溝まちづくりセンターに置く。

(委任)

第15条 本会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会の了承を得て別に定める。

附 則

この会則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 22 年 6 月 4 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 22 年 8 月 4 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 23 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 24 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

	団 体 等
1	麻溝地区自治会連合会（会長含む2名）
2	麻溝公民館（館長）
3	麻溝地区社会福祉協議会（会長）
4	麻溝地区民生委員児童委員協議会（会長）
5	麻溝観光協会
6	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部（3名）
7	麻溝地区老人クラブ連合会
8	麻溝地区青少年健全育成協議会
9	麻溝商工振興会
10	麻溝公民館運営協議会
11	相模原市スポーツ推進委員
12	相模原市青少年指導委員
13	相模原市農協麻溝支店運営委員会
14	相模原市消防団南方面隊第1分団
15	麻溝小学校PTA
16	夢の丘小学校PTA
17	相陽中学校PTA
18	当麻地区まちづくり委員会
19	市場地区計画検討委員会
20	学校法人北里研究所
21	学校法人女子美術大学
22	麻溝地域包括支援センター
23	学校法人光明学園相模原高等学校
24	県立相模原支援学校

麻溝地区まちづくり会議 専門部会について

1 「麻溝地区防災計画検討委員会」(平成26年度設置～)

(1) 設置目的

麻溝地区内の防災活動について、麻溝地区防災計画の進行管理、見直しの検討等を行うことを目的とする。

平成27年11月に麻溝地区防災計画を策定後、行政の定める地域防災計画が修正されたことに伴い、地区防災計画も改定する必要性が生じたため、令和4年度中に再開及び見直し内容を検討し改正案を作成した。

(2) 委員数 11名

2 「コミュニティバス導入検討委員会」(平成30年度設置～ 現在休止中)

(1) 設置目的

麻溝地区へのコミュニティバス導入に向けた具体的な課題の整理・検討を行うことを目的とする。

なお、平成30年度からコミュニティバス導入に向けた検討を行ったが、市の設定する要件等により実現が難しいため、令和元年7月をもって部会での検討を休止している。

(2) 委員数 12名

3 「道路交通部会」(令和2年1月30日設置)

(1) 設置目的

麻溝地区の重要課題である県道52号拡幅整備事業などの道路及び交通の問題について、その解決のために必要な情報交換や対策の検討、市との協議など、将来を見据えた取り組みを継続的に行うことにより、麻溝地区の住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

(2) 委員数 12名

(3) 開催状況

令和2年度 開催1回(令和2年8月28日・金)

議題 ・部会長及び副会長の選出について
・県道52号拡幅整備工事について

令和3年度 開催1回(令和3年11月5日・金)

議題 ・構成委員の変更に伴う副会長の選出について
・新しい交通システム導入基本計画(幹線快速バスシステム導入推進事業)の見直しについて

令和4年度 未開催

麻溝地区まちづくり会議道路交通部会設置要綱(案)

(趣旨)

第1条 この要綱は、麻溝地区の重要課題である道路及び交通に関する課題解決のために必要な対策の検討や情報交換、市との協議など、将来を見据えた取り組みを継続的に行うことを目的に設置する麻溝地区まちづくり会議道路交通部会(以下「部会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 部会は、別表に掲げる団体の代表者をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第3条 部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、委員の互選により選出する。

(会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 会議の議長は、部会長が務める。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 部会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 部会の事務局は、麻溝まちづくりセンターに置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年 1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 5月19日から施行する。

別表（第2条関係）

		団 体 等	委員数
まちづくり会議委員	1	麻溝地区自治会連合会	2名
	2	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	1名
	3	麻溝地区老人クラブ連合会	1名
	4	麻溝地区青少年健全育成協議会	1名
	5	麻溝小学校PTA	1名
	6	相陽中学校PTA	1名
	7	夢の丘小学校PTA	1名
	8	当麻地区まちづくり委員会	1名
関係団体代表	9	県道52号沿線自治会	3名
	<u>10</u>	<u>課題箇所の所在する自治会</u>	<u>若干名</u>

麻溝地区まちづくり会議最終処分場部会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、麻溝地区の重要課題である一般廃棄物最終処分場に関する課題解決のために必要な対策の検討や情報交換、市との協議など、将来を見据えた取り組みを継続的に行うことを目的に設置する麻溝地区まちづくり会議最終処分場部会（以下「部会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（組織等）

第2条 部会は、別表に掲げる団体の代表者をもって組織する。

（部会長及び副部会長）

第3条 部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、委員の互選により選出する。

（会議）

第4条 部会の会議は、部会長が招集する。

2 会議の議長は、部会長が務める。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときはその職務を代理する。

（関係者の出席）

第5条 部会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（庶務）

第6条 部会の事務局は、麻溝まちづくりセンターに置く。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年 5月19日から施行する。

別表（第2条関係）

		団 体 等	委員数
まちづくり会議委員	1	麻溝地区自治会連合会	2名
	2	麻溝公民館	1名
	3	麻溝地区社会福祉協議会	1名
	4	麻溝地区民生委員児童委員協議会	1名
	5	麻溝観光協会	1名
	6	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	1名
	7	学校法人 女子美術大学	1名
関係団体代表	8	最終処分場の課題に関連する地域活動団体	若干名

○麻溝地区防災計画検討委員会 委員名簿

令和5年5月19日現在

	団 体	団体等役職	氏 名	備 考
1	麻溝地区自治会連合会	会 長	中島 勝平	委員長
2	麻溝地区自治会連合会	副会長	伊藤 信裕	
3	麻溝地区自治会連合会	副会長	小山 芳正	
4	麻溝地区自治会連合会	安全・安心担当理事	塩崎 文利	
5	麻溝地区民生委員児童委員協議会	会 長	栗山 雄一	
6	麻溝地区民生委員児童委員協議会	副会長	関山 なおみ	
7	麻溝小学校避難所運営協議会	会 長	座間 幹夫	
8	夢の丘小学校避難所運営協議会	会 長	座間 悟郎	
9	防災専門員		座間 清志	副委員長
10	防災専門員		小泉 英二	
11	相模原市消防団南方面隊第1分団	分団長	湯田 正吉	

○道路交通部会 委員名簿

令和5年5月19日現在

	団 体	団体等役職	氏 名	備 考
1	麻溝地区自治会連合会	会 長	中島 勝平	
2	麻溝地区自治会連合会	副会長	伊藤 信裕	
3	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	副支部長	加藤 賢次	
4	麻溝地区老人クラブ連合会	会 長	安藤 正義	
5	麻溝地区青少年健全育成協議会	会 長	井上 國雄	
6	麻溝小学校PTA	会 長	矢萩 直樹	
7	夢の丘小学校PTA	会 長	五十嵐 康晴	
8	相陽中学校PTA	会 長	岡田 洋子	
9	当麻地区まちづくり委員会	会 長	本多 展克	
10	県道52号沿線自治会代表 3名 (下庭・中丸・原当麻)			これから 選出予定
11				
12				
13	課題箇所のある自治会代表(若干名)			

○最終処分場部会 委員名簿

令和5年5月19日現在

	団 体	団体等役職	氏 名	備 考
1	麻溝地区自治会連合会	会 長	中島 勝平	
2	麻溝地区自治会連合会	副会長	伊藤 信裕	
3	麻溝公民館	館 長	山口 誠	
4	麻溝地区社会福祉協議会	会 長	境 勉	
5	麻溝地区民生委員児童委員協議会	会 長	栗山 雄一	
6	麻溝観光協会	副会長	内田 明	
7	安全・安心まちづくり推進協議会麻溝支部	副支部長	加藤 賢次	
8	学校法人 女子美術大学	校友室主幹	友部 徳寿	
9	最終処分場の課題に関連する地域活動団体(若干名)			これから 選出予定

令和5年度 麻溝地区まちづくり会議 開催スケジュール(案)

会議名	日 時	会 場
第1回全体会	5 月 19 日 (金) 午後7時30分～	麻溝公民館 大会議室
道路交通部会	月 日 () 午後7時30分～	麻溝公民館 大会議室
最終処分場部会	月 日 () 午後7時30分～	麻溝公民館 大会議室
第2回全体会	9 月 19 日 (火) 午後7時30分～	麻溝公民館 大会議室
まちづくりを 考える懇談会	日程調整中 午後7時～	麻溝公民館 大会議室
第3回全体会	日程調整中 午後7時30分～	麻溝公民館 大会議室

全体会とは別日に、役員会を適宜開催

第3回全体会は別途、各委員へ開催日程を通知

令和4年度 麻溝地区地域活性化事業交付金決定事業の概要と評価

申請事業名	麻溝の地域遺産普及啓発事業 [1]
申請団体	麻溝の地域遺産を未来につなぐ会
事業目的等	<p>事業目的</p> <p>麻溝地区の人たちが大切にしてきた貴重な地域遺産をきちんと保存していくとともに、多くの人にその魅力を知ってもらうことが、地域に対する愛着につながり、地域の振興やコミュニティの維持・発展にも資すると考える。</p>
交付決定日	令和4年9月29日
交付確定金額	243,000 円 (全体事業費 243,249 円)
団体実績報告	<p>事業実績</p> <p>縄文時代中期の住居跡が 207 軒も発見されている下溝遺跡群のことを多くの人に知ってもらうため、遺跡に近い横浜水道みち沿いに案内看板を設置するとともに、紹介用のパンフレットを作成した。</p> <p>また、地域探訪ハイキング「坂道がつなぐ 当麻山周辺の歴史と自然」を麻溝観光協会等と共催で開催し、39 名の方に参加いただいた。</p> <p>さらに、麻溝公民館文化展への参加、相陽中のキャリア学習への協力などを通じて、麻溝の地域遺産の普及啓発に努めた。</p> <p>自己評価</p> <p>地域の貴重な遺産である下溝遺跡群を多くの人に知ってもらう環境が整備された意義は大きく、今後は積極的な活用が求められる。時を超えて今の私たちにつながる偉大な足跡を、多くの人に体感してほしい。</p> <p>本事業も2年目に入り、会の活動に対する地域の認知度も徐々に高まってきており、会員も少しずつ増えている。本事業の目標達成に向け、一步前進できたと考えている。</p>
市評価	<p>これまで地域内でもあまり知られていなかった麻溝の縄文遺跡群に関する案内看板の設置やパンフレットの配付のほか、探訪ハイキングの実施や公民館文化展への参加などにより、貴重な地域遺産を地域の方々に周知し、地元への誇りや関心を深めるための足掛かりとなる取組が展開されている。また中学校キャリア学習への協力による次世代の担い手づくりへの取組もなされていることから、今後の更なる事業の継続・発展を期待したい。</p>
備考	

令和5年度 地域活性化事業交付金 募集要領

1 地域活性化事業交付金の概要

(1) 趣旨

地域活性化事業交付金とは、より多くの市民の参加と協働による地域の活性化を目指し、本市のまちづくりを進めてきた22の地区で展開される市民による自主的な事業に対して交付される交付金です。

地域の活性化：当交付金では、地域で展開される公共的な活動へ参加する団体や個人が増加し、各々のコミュニケーションが良好に取れている状態を指します。

(2) 対象事業

本交付金は、市内22地区を単位に実施される各地区の活性化に資すると認められる次の事業に対して、交付します。

- | |
|------------------------------------|
| 1 地域の防災・防犯に関する事業 |
| 2 地域の保健・健康づくりの増進に関する事業 |
| 3 地域福祉の増進に関する事業 |
| 4 産業や観光の振興に関する事業 |
| 5 環境の保護・保全に関する事業 |
| 6 青少年の健全育成に関する事業 |
| 7 地域の文化・伝統の振興に関する事業 |
| 8 生涯学習に関する事業 |
| 9 地域及び地域活動の情報発信及び広報に関する事業 |
| 10 区が推進する重点事業 |
| 11 その他地域のコミュニティづくりを目的とし、区長が特に認める事業 |

特に各地区において課題となっている事項の解決に資すると認められる次のような視点を持つ事業については、優先的な交付対象事業として取り扱います。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 自治会への加入促進・ 地域における公共的な活動の担い手育成・ 公共的な活動への参加者増加・ 地域の公共的な活動団体間の連携強化・ まちづくり会議が提示した地域課題の解決 |
|--|

交付対象とならない事業については、次のとおりです。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする事業・ 交付申請を行う年度において、相模原市が実施する他の補助制度等の対象となる事業・ 政策提案又は講座等の開催を主たる目的とする事業・ 調査、研究を主たる目的とする事業 ただし、地域の活性化に資する事業に繋がる計画があるものを除く |
| <ul style="list-style-type: none">・ 第三者への事業促進を求める事業・ 前各号に掲げるもののほか、区長が適当でないとする事業 |

(3) 申請者の要件

交付金の申請者は、原則として交付金の趣旨に合致する事業を行う5人以上の構成員で組織される団体とします。ただし、次に掲げるものは、交付金の交付を受けることができません。

- ・相模原市暴力団排除条例(平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- ・法人のうち、代表者又は役員のうち条例第2条第3号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)に該当する者があるもの
- ・法人格を持たない団体のうち、代表者が暴力団員に該当するもの

(4) 事業の実施期間

当該年度の事業実施期間は、令和5年4月1日から令和6年3月末とします。また、同一の事業に継続して交付する場合には、3年を限度とします。

(5) 交付対象経費

交付金は、次の経費を交付対象とし、その交付率は10分の10以内とします。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 事業に要する消耗品費、郵便代等の通信費、印刷製本費等2 事業を行う上で必要な食糧費(交付対象者の構成員に対するものを除く。)、備品購入費、施設使用料、備品借上料等3 事業を行う上で必要な施設等の光熱水費等4 事業を行う上で必要な委託費等5 イベント等の開催時に掛ける保険料、警備費等6 講演会等の講師に対する報償費7 研修会の旅費等、研修に要する経費(交付対象者の構成員個人の資質向上に対するものを除く。)8 その他事業遂行に必要な経費であって区長が必要と認めるもの |
|--|

物品等で1物品1万円を超える財産にかかる経費の交付率は、対象経費の3分の2以内となります。(台帳の作成が必要。)

(6) 交付金額

申請される事業について審査を行い、予算の範囲内で交付対象事業及び交付額を決定します。

2 申請

(1) 事前相談

申請にあたっては、事前に事業を実施する地区のまちづくりセンターにご相談ください。

特に4月・5月に実施を予定する事業については、交付手続き上、早めのご相談をお願いします。

具体的な相談先は、募集要領の最終ページをご覧ください。

(2) 申請期間

令和5年4月1日から各地区で定める期間

(3) 提出書類

地域活性化事業交付金交付申請書(様式第1号) 地域活性化事業計画書
収支予算書 団体概要調書 補助金等概要調書 団体構成員名簿

(4) 交付申請書の提出方法及び提出先

直接又は郵送で事業を実施する地区のまちづくりセンターへご提出ください。
具体的な提出先は、募集要領の最終ページをご覧ください。

3 審査

(1) 審査方法

提出先のまちづくりセンターが審査基準に基づき審査します。
申請事業の審査にあたっては、各地区のまちづくり会議のご意見を伺います。

(2) 審査基準

	項目	内容
1	事業目的や内容の公共性	・地域課題の解決や地域の活性化に資する事業か
2	事業内容の妥当性	・事業内容が現実性のあるものか ・事業計画のスキームが適切か ・事業収支が事業を遂行する上で適正か
3	団体の事業実施能力	・事業を実施する能力や主体性があるか
同一の事業で2年目・3年目となるものは上記のほか次の項目も加え、審査します。		
4	事業の継続性や発展性	・事業の継続性や発展性があるか ・これまでの取組みの成果が生かされているか
5	他の団体への影響	・他の団体へ活動を促すなど、良い波及効果を与えるような事業か

4 実績報告

事業終了後に、次の書類等を提出していただきます。
地域活性化事業交付金実績報告書(第6号様式) 収支決算書
補助事業等実績調書 対象経費に係る領収書等の写し
写真その他事業の実施について確認できる書類

5 報告会による報告

地域活性化事業交付金を活用して行った事業については、市民の方への事例紹介や他地区への情報提供を行うための報告会において、当該事業の報告をいただく場合があります。

6 評価の実施

事業終了後に、次年度の交付決定の参考とするため評価を行います。

所管地区と問合せ先一覧

区名	所管地区	所属名称	郵便番号	住所	電話番号	FAX
緑区	橋本地区	緑区役所橋本まちづくりセンター	〒252-5177	相模原市緑区西橋本 5-3-21 緑区合同庁舎 5 階	042-703-0354	042-700-7002
	大沢地区	緑区役所大沢まちづくりセンター	〒252-0135	相模原市緑区大島 1776-5	042-761-2610	042-761-2617
	城山地区	緑区役所城山まちづくりセンター	〒252-5192	相模原市緑区久保沢 1-3-1 城山総合事務所第 1 別館 1 階	042-783-8117	042-782-1290
	津久井地区	緑区役所津久井まちづくりセンター	〒252-5172	相模原市緑区中野 633 津久井総合事務所本館 3 階	042-780-1403	042-784-7474
	相模湖地区	緑区役所相模湖まちづくりセンター	〒252-5162	相模原市緑区与瀬 896 相模湖総合事務所 2 階	042-684-3213	042-684-3618
	藤野地区	緑区役所藤野まちづくりセンター	〒252-5152	相模原市緑区小淵 2000 藤野総合事務所 1 階	042-687-2119	042-687-4347
中央区	小山、清新、横山、中央、 星が丘、光が丘地区	中央区役所中央 6 地区まちづくりセンター	〒252-5277	相模原市中央区中央 2-11-15 本館 1 階	042-707-7049	042-757-2941
	大野北地区	中央区役所大野北まちづくりセンター	〒252-0233	相模原市中央区鹿沼台 1-10-20	042-861-4512	042-755-6521
	田名地区	中央区役所田名まちづくりセンター	〒252-0244	相模原市中央区田名 4834	042-761-6570	042-762-8767
	上溝地区	中央区役所上溝まちづくりセンター	〒252-0243	相模原市中央区上溝 7-7-17	042-762-5626	042-761-1249
南区	大野中地区	南区役所大野中まちづくりセンター	〒252-0344	相模原市南区古淵 3-21-1	042-741-6695	042-746-1835
	大野南地区	南区役所大野南まちづくりセンター	〒252-0377	相模原市南区相模大野 5-31-1 南区合同庁舎 4 階	042-749-2217	042-749-2116
	麻溝地区	南区役所麻溝まちづくりセンター	〒252-0335	相模原市南区下溝 594-6	042-778-2381	042-778-2249
	新磯地区	南区役所新磯まちづくりセンター	〒252-0327	相模原市南区磯部 916-3	046-251-5242	046-254-0924
	相模台地区	南区役所相模台まちづくりセンター	〒252-0321	相模原市南区相模台 1-13-5	042-744-3148	042-744-3194
	相武台地区	南区役所相武台まちづくりセンター	〒252-0325	相模原市南区新磯野 4-1-3	046-254-3755	046-251-5362
	東林地区	南区役所東林まちづくりセンター	〒252-0312	相模原市南区相南 1-10-10	042-744-5187	042-744-5194